

建 技 第 5 5 4 号
令 和 3 年 3 月 1 5 日

交通基盤部内各課長
交通基盤部出先機関の長 様

建設技術企画課長

3次元データ納品工事の試行について（通知）

現在、交通基盤部では、建設生産プロセスの生産性向上の取組として、ICT活用を推進しており、電子納品の運用の効率化について検討を行っています。
この検討の一環として、3次元データ納品工事の試行を下記のとおり実施することとしたので、適切な運用をお願いします。

記

1. 実施資料

3次元データ納品工事試行要領

2. 対象工事

すべての一般土木工事を対象とする。ただし、ICT活用工事として実施する工事、小規模修繕工事等は対象外とする。

3. 適用

令和3年4月1日以降に積算する対象工事に適用する。

4. 備考

3次元データの納品に利用するオンライン電子納品システムの発注者向けのシステム操作説明資料は、情報共有DBに掲載します。

受注者向けのシステム操作説明資料は、システムのサイト上に掲載されます。

担 当 建設イノベーション推進班 芹澤
TEL 054-221-2128
FAX 054-221-3569

3次元データ納品工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、3次元データの流通・活用推進の取組の一環として、完成形状の3次元計測を実施し、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いてデータ登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）試行について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 3次元データ納品工事は、すべての一般土木工事を対象とする。ただし、ICT活用工事として実施する工事、小規模修繕工事等は対象外とする。

(実施手続)

第3条 対象工事は、特記仕様書を添付し発注手続きをする。

(利用システム)

第4条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

URL : <https://mycityconstruction.jp/>

(3次元データ納品の具体的内容)

第5条 3次元データ納品は、以下の作業を実施する。

(1) 完成形状の3次元計測

空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）（国土交通省）、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）等のICT活用工事の基準・要領に規定される出来形計測に準じて、工事完成時に完成形状の計測を行うものとする。

(2) 3次元データの納品

完成形状の計測点群データ（LAS形式）をオンライン電子納品システムへの登録により納品する。工事完成図書には、オンライン電子納品システムから発行される電子成果登録証明書を添付する。

(積算の取扱い)

第6条 完成形状の3次元計測、3次元データの納品（オンライン電子納品システムの登録に要する費用を含む）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

(電子成果の取扱い)

第7条 3次元データは、オンライン電子納品システムを電磁的記録の媒体とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年4月

3次元データ納品工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者が希望する場合に、受発注者協議により、工事完成図書の一部として、3次元データの納品を実施することができる。

(定義)

第1条 3次元データ納品工事とは、完成形状の3次元計測を実施し、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いてデータ登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）工事である。

(利用システム)

第2条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

URL： <https://mycityconstruction.jp/>

(3次元データ納品の具体的内容)

第3条 3次元データ納品は、以下の作業を実施する。

(1) 完成形状の3次元計測

空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）（国土交通省）、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）等のICT活用工事の基準・要領に規定される出来形計測に準じて、工事完成時に完成形状の計測を行うものとする。

(2) 3次元データの納品

完成形状の計測点群データ（LAS形式）をオンライン電子納品システムへの登録により納品する。工事完成図書には、オンライン電子納品システムから発行される電子成果登録証明書を添付する。

(実施手順)

第4条 3次元データ納品は、以下の手順により実施する。

(1) 事前協議

情報共有・電子納品事前協議チェックシートの対象項目 i-Construction 関連の備考欄に「3次元データ納品を実施」と記載する。

(2) ユーザ登録

受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、作成済みのアカウントを利用する。

(3) 成果品登録

受注者は、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録されたデータに不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は修正し、再度登録を行う。

(5) 登録確認書類

受注者は、オンライン電子納品システムの登録確認書を発注者に提出する。

(データの取扱い)

第5条 3次元データは、原則として公開に設定するものとする。

(積算の取扱い)

第6条 完成形状の3次元計測、3次元データの納品（オンライン電子納品システムの登録に要する費用を含む）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

(ICT活用工事の特例)

第7条 ICT活用工事を実施する場合、本特記仕様書に定める内容は、適用の対象外とする。

(工事成績)

第8条 3次元データ納品を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で1点加点する。